

## 三重県認知症施策推進計画の策定にあたって



我が国では急速な高齢化に伴い、認知症や軽度認知障害（認知症と完全に診断される一歩手前の状態）と診断される人の数は増加しています。

本県においても、令和22（2040）年には、65歳以上の人口は、55万6千人に達し、そのうち8万3千人が認知症を発症すると想定されています。これは65歳以上の人の6.7人に1人の割合となります。

また、65歳未満で発症する若年性認知症の人の数も、令和4年に全国で約3.6万人と推計されています。

認知症は、誰もがなり得るものです。それは誰もが認知症に関わることであるとも言えます。自分自身や家族、友人、職場の同僚など、身近な人が認知症になるかもしれない時代にあって、私たち一人ひとは、認知症を自分ごととして理解し、認知症になってからも自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けていくことができる社会になるよう、それぞれが出来ることに取り組む必要があります。

この計画は、国の「認知症施策推進基本計画」をふまえて、三重県の認知症施策に関する基本的・総合的な計画として、初めて策定するものです。計画の基本目標は、「認知症があってもなくても県民一人ひとりが相互に尊重し、支え合いながら共生し、認知症になってからも尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができる共生社会を実現する」としています。

認知症の正しい理解促進に向けた啓発、早期の気づきや早期診断・早期対応に資する医療提供体制の強化、認知症の人の社会参加の促進、介護と仕事の両立支援など、市町をはじめ企業、多様な関係機関等と連携して、共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和8年3月

三重県知事 一見 勝之

